

●総括副部長会議(H28.8.9開催)での主な意見とその回答

No	意見	回答
1	こういった条例で他市の事例はあるか？	全国での10～20自治体が同様の条例を制定している。中には、財政状況が厳しく、制約事項等を定めた規制型の条例を制定している団体もあるが、本市のように理念条例としている団体が多い。 また、本市のように条例とガイドラインの両方を策定し、運用している団体は、他にはないと聞いている。
2	財政運営に関しては、他の法律等にも定めがあると思われるが、今回の条例にその内容を定める必要はないか？	財政運営に関する法律としては、地方財政法や財政健全化法等があるが、本条例やガイドラインでは、更に厳しい内容(基準)を課しているため、改めて、これらの法律の定める内容を、(条例に)定めることは考えていない。
3	条例の制定、施行に伴って、職員の負担が増えるようなことはあるのか？	基本的には、(ガイドライン等に基づき、)今まで取り組んできた内容を定めており、新たな負担等は生じないと考えている。ただし、事務事業の改善や使用料の見直し等について、改めて条例に規定されることになるため、しっかりと実施していくことが必要となる。
4	施行規則は定めないのか？	目標として掲げる財政指標や遵守すべき基準、またその達成に向けた取り組みなど、具体的な内容については、ガイドラインにおいて定めることとしており、施行規則の制定は予定していない。
5	条例を制定しなければならない理由がよく分からない。	条例によって、現在の(健全な)財政状況を維持し、将来世代に引き継いでいくことを目的としている。都市間での競争が激しくなり、計画中の事業を実施する中で、財政の健全性を確保していく市の姿勢を示していくことが必要であると考えている。
6	理念条例という理解でよいか？	(ガイドラインに基づき、)これまで取り組んできたことの理念と手続きについて条文化したものである。
7	議会の役割等は規定しないのか？他市ではどうか？	議員立法として成立した横浜市の条例では、議会の役割や責務について規定しているが、他市の事例でも議会(の役割等)にまで言及しているものは少ない。今回の条例は、執行部が主体的に取り組むべき内容を中心に規定しており、議会(の役割等)について、規定することは考えていない。
8	第2条第6項(財務事務の適正な執行)や第5条第4項(財政事情の作成および公表)については、既に他の条例等において定めがあるので、あえて今回の条例で規定する必要はないと思われるが？	(健全な財政運営の維持ということに関して、)現在、取り組んでいる内容の事項については、本条例の中で一通りを網羅するため、あえて規定している。職員一人ひとりが、その内容を認識し、取り組みを更に進めていただくことを期待している。
9	第2条(基本方針)と第3条(市長の責務)の内容が重複しているのでは？第3条で市長の責務を明確に示すのであれば、第2条の書き出しは「市長は…」ではなく「市は…」とした方が良いのではないか？	第3条(市長の責務)における市長は、市の代表機関としての市長をイメージしており、第2条(基本方針)他では、その他の執行機関や補助機関である我々職員等を含めたものとして規定している。市とした場合は、市民から見た市全体として、議会を含むことから、ここではその表現を使用していない。